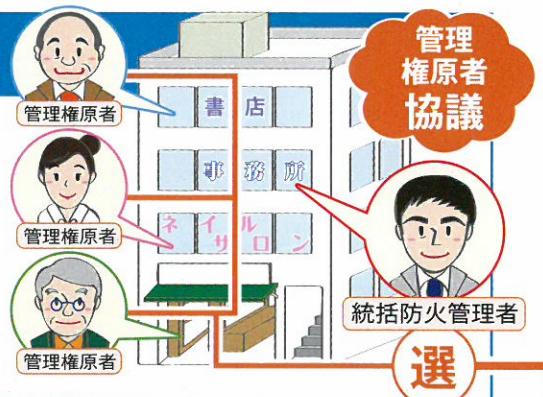


統括防火管理者

1 統括防火管理者の選任・届出の義務化

管理権原者(事業所の代表者等が該当します。)は、協議により選任した統括防火管理者に、建物全体の防火管理上必要な業務を行わせるとともに、その旨を消防機関に届け出ることが法律上規定されました。

※統括防火管理者は、防火管理講習の修了者などで、建物全体の防火管理業務に必要な権限及び知識を有するものとして、建物全体の防火管理上必要な権限が与えられていることなどを満たす必要があります。



統括防火管理者の選任が必要な防火対象物

管理権原者の分かれている以下のもの

- ① 高さ31mを超える高層建築物
- ② 特定防火対象物 ※
- ③ 地下街(消防長又は消防署長が指定)、準地下街
- ④ 非特定防火対象物(複合用途)

地上3階以上、かつ、収容人員が30人以上のもの。
ただし、社会福祉施設などの用途を含む場合、収容人員が10人以上のもの。

※特定防火対象物とは、百貨店やホテルなどの不特定多数者が利用する建物や、病院、社会福祉施設などの火災が発生した場合に人命危険が高い建物などをいいます。

詳しくはお近くの消防機関に
お問い合わせ下さい。

2 統括防火管理者の業務・役割の明確化

統括防火管理者は、建物全体の防火管理体制を推進する必要があるため、各テナント等の防火管理者と連携・協力しながら、以下のような業務・役割を行います。

- 建物全体についての消防計画の作成
 - ・各テナント等の権限の範囲
 - ・防火管理業務の委託範囲
 - ・火災時の消防隊への情報提供など
- 消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施
- 廊下や階段等の共用部分等の避難上必要な施設の管理

※全体についての消防計画と各テナント等の消防計画については整合を図ることが必要。



3 防火管理者への必要な「指示権」の付与

統括防火管理者は、各テナント等の対応に問題があって、建物全体の防火管理業務を適切に遂行することが出来ない場合等に、各テナント等の防火管理者に対して、その権限の範囲において必要な措置を指示することができます。

- 例
- 廊下等の共用部分の物件撤去について
 - 建物全体の消火、通報、避難訓練の不参加者に対して参加を促すことについてなど

